

平成28年9月定例会議案概要

◆議案第15号 平成28年度松戸市一般会計補正予算（第2回）

【財政課】

既定の歳入歳出予算の総額1,525億1,808万8千円に、歳入歳出それぞれ9億4,967万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,534億6,776万4千円とする。

(単位：千円)

歳入歳出補正予算	補正前の額	補正額	計
	152,518,088	949,676	153,467,764

(1) 歳出の主なもの

事業内容	補正前の額	補正額	計
既存小規模福祉施設スプリンクラー整備業務	0	8,260	8,260
介護保険サービス事業者等支援事業	300	28,737	29,037
B型肝炎予防接種業務	24,120	60,487	84,607
ごみ処理基本計画推進業務	7,500	20,000	27,500
民間自転車駐車場整備事業補助金	0	2,800	2,800
3・3・7号線街路整備業務（河原塚）	100,000	13,000	113,000
三世代同居等住宅支援業務	25,000	29,500	54,500

(2) 歳入の主なもの

事業内容	補正前の額	補正額	計
地方特例交付金	313,000	7,197	320,197
普通地方交付税	4,000,000	2,009,142	6,009,142
国) 地域介護・福祉空間整備等交付金	0	36,997	36,997
国) 社会資本整備総合交付金	912,848	▲ 150,966	761,882
土木債（道路橋りょう・河川・都市計画・下水道）	6,813,400	372,600	7,186,000
前年度繰越金	500,000	4,628,963	5,128,963

(3) 基金積立金等

	平成27年度末 現 在 高	繰 入		積 立	9月補正後 現 在 高
		補正前の額	9月(取り止め)		
財政調整基金	13,578,389	▲ 6,300,000	6,300,000	1	13,578,390
福祉基金	59,436	-	-	412	59,848
スポーツ振興基金	30,363	-	-	50	30,413

(4) 継続費補正

[変 更] 春木川上流排水整備事業

[総 額] 490,000千円 490,000千円

[年割額] 平成27年度 30,000千円 30,000千円

平成28年度 140,000千円 → 181,342千円

平成29年度 180,000千円 → 138,658千円

平成30年度 140,000千円 140,000千円

(5) 債務負担行為補正

[追 加] 小学校給食調理委託業務 (六実小学校他6校)

[限度額] 452,042千円

[期 間] 平成28年度～平成31年度

[追 加] 中学校給食調理委託業務 (古ヶ崎中学校)

[限度額] 53,549千円

[期 間] 平成28年度～平成31年度

<歳出の主なものの概要>

○既存小規模福祉施設スプリンクラー整備業務 826万円

消防法改正に伴い、スプリンクラーの設置を予定している地域密着型通所介護事業所の2事業所に対する補助金を措置する。

○介護保険サービス事業者等支援事業 増 2,873万7千円

介護保険サービス事業者が、介護ロボットを導入する費用の一部を補助するため、措置する。

○B型肝炎予防接種業務 増 6,048万7千円

10月からの定期接種化に伴い、所要の経費を措置する。

○ごみ処理基本計画推進業務 増 2,000万円

六和クリーンセンター解体設計において、アスベスト等についての詳細調査の必要性が生じたことから措置する。

○民間自転車駐車場整備事業補助金 280万円

馬橋駅西口に10月に設置を予定している民間自転車駐車場に対し、整備費の一部を補助するため措置する。

○3・3・7号線街路整備業務（河原塚） 増 1,300万円

今年度予定している道路予備設計を前に、関係機関と協議を行い、橋りょうの上下線の分離化及び交差点の設計追加が必要となったことから、増額措置する。

○三世代同居等住宅支援業務 増 2,950万円

今年度、新たに創設した補助金について、交付件数が当初見込みを上回ることが予想されることから増額措置する。

<歳入の主なものの概要>

○地方特例交付金 増 719万7千円

○普通地方交付税 増 20億914万2千円

それぞれ、普通地方交付税額の決定に伴い措置する。

○地域介護・福祉空間整備等交付金 3,699万7千円

歳出補正事業の充当財源として措置する。

○社会資本整備総合交付金 減 1億5,096万6千円

国庫補助交付決定額によるもの。

○土木債 増 3億7,260万円

事業費の増による起債額の増額に加え、補助金の減額に伴う財源更正を含め、措置する。

○前年度繰越金 増 46億2,896万3千円

平成27年度の実質収支71億7,853万5千円の一部を措置する。

<基金積立金等の概要>

○財政調整基金は、普通地方交付税の交付額及び平成27年度決算における実質収支等を勘案し、財政調整基金からの繰入を取りやめる。また、福祉基金及びスポーツ振興基金は、平成27年度に受け入れた寄附金相当額を積み立てる。これにより、9月補正後の各基金の現在高は、財政調整基金が、135億7,839万円、福祉基金が、5,984万8千円、スポーツ振興基金が、3,041万3千円となる。

<継続費補正の概要>

○春木川上流排水整備事業

上流部の整備の進捗により、年割額を変更する。

<債務負担行為補正の概要>

○来年度 給食調理委託契約の更新を予定している小中学校の各校において、より良質な給食を提供するため、給食調理業務委託料について、それぞれ「小学校及び中学校給食調理委託業務」を追加し、期間・限度額を設定する。

◆議案第16号 平成28年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）

【国民健康保険課】

既定の歳入歳出予算の総額582億8,397万6千円に、歳入歳出それぞれ2億6,385万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ585億4,783万2千円とする。

(単位：千円)

歳入歳出補正予算	補正前の額	補正額	計
	58,283,976	263,856	58,547,832

(1) 歳出

事業内容	補正前の額	補正額	計
保険料賦課徴収事業（電算委託料）	136,634	4,860	141,494
償還金	1	258,996	258,997

(2) 歳入

事業内容	補正前の額	補正額	計
国) 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	0	4,860	4,860
療給) 過年度分療養給付費等交付金	1	4,181	4,182
国民健康保険事業財政調整基金繰入金	2,500,000	▲ 2,132,575	367,425
前年度繰越金	100,001	2,387,390	2,487,391
療養給付費等交付金繰越金	1	▲ 1	0
その他繰越金	100,000	2,387,391	2,487,391

<歳出の概要>

○保険料賦課徴収事業

増 486万円

平成30年度から実施が予定されている国民健康保険の広域化にかかるシステム連携のための改修委託料を措置する。

○償還金 増 2億5, 899万6千円

平成27年度決算により、国県支出金の返還金を措置する。

<歳入の概要>

○国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金 486万円

広域化にかかるシステム改修費の補助金を措置する。

○過年度分療養給付費等交付金 増 418万1千円

平成27年度決算に伴う退職者医療療養給付費の確定により当該交付金の追加交付分を措置する。

○国民健康保険事業財政調整基金繰入金 減 21億3, 257万5千円

平成27年度決算における実質収支等を勘案し、国民健康保険事業財政調整基金の取崩を減額措置する。

○前年度繰越金 増 23億8, 739万円

繰越金の確定により措置する。

◆議案第17号 平成28年度松戸市介護保険特別会計補正予算（第1回）

【介護保険課】

既定の歳入歳出予算の総額331億2, 439万4千円に、歳入歳出それぞれ12億3, 890万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ343億6, 329万4千円とする。

(単位：千円)

歳入歳出補正予算	補正前の額	補正額	計
	33,124,394	1,238,900	34,363,294

(1) 歳出

事業内容	補正前の額	補正額	計
介護給付費等準備基金積立金	128,094	468,632	596,726
国県等返還金	1	446,609	446,610
一般会計返還金	1	323,659	323,660

(2) 歳入

事業内容	補正前の額	補正額	計
支払基金) 介護給付費交付金	8,452,956	▲ 464,076	7,988,880
支払基金) 地域支援事業支援交付金	350,411	▲ 35,331	315,080
県) 地域支援事業交付金	285,552	6,869	292,421
一般会計繰入金 (低所得者保険料負担軽減繰入金)	61,907	18	61,925
前年度繰越金	25,000	1,731,420	1,756,420

<歳出、歳入の概要>

平成27年度決算に伴い精算する。

◆議案第18号 平成28年度松戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

【国民健康保険課】

既定の歳入歳出予算の総額51億3,196万9千円に、歳入歳出それぞれ1,706万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,903万6千円とする。

(単位：千円)

歳入歳出補正予算	補正前の額	補正額	計
	5,131,969	17,067	5,149,036

(1) 歳出

事業内容	補正前の額	補正額	計
後期高齢者医療広域連合納付金（保険料等負担金）	4,991,454	14,016	5,005,470
一般会計返還金	1	3,051	3,052

(2) 歳入

事業内容	補正前の額	補正額	計
前年度繰越金	10,000	17,067	27,067

<歳出、歳入の概要>

平成27年度決算に伴い精算する。

◆議案第19号 平成28年度松戸市病院事業会計補正予算（第1回）

【病）経営企画課】

千駄堀地区新病院建設に関連する経費について、資本的収入及び支出を、それぞれ補正する。

(単位 千円)

	既決額	補正予定額	計
資本的収入	9,130,966	29,093	9,160,059
資本的支出	9,651,792	29,093	9,680,885

(1) 資本的収入及び支出

[収入]	市立病院	企業債	増	28,300	千円
		出資金	増	793	千円
[支出]	市立病院	建設改良費	増	29,093	千円

(2) 継続費補正

[変更]	千駄堀地区新病院建設事業				
[総額]		19,366,560千円	→	19,978,680千円	
[年割額]	平成25年度			0千円	0千円
	平成26年度			0千円	0千円
	平成27年度	621,000千円		621,000千円	
	平成28年度	7,835,778千円		7,835,778千円	
	平成29年度	10,909,782千円	→	11,521,902千円	

(3) 債務負担行為補正

[追加]	患者用給食調理事業				
[限度額]	1,272,964千円				
[期間]	平成28年度から平成32年度まで				
[変更]	千駄堀地区新病院用医療機器等の購入				
[限度額]	2,085,000千円 → 4,874,232千円				
[期間]	平成28年度から平成29年度まで				

<資本的収入及び支出の概要>

- [支出] 建設改良費 増 2,909万3千円
用地周辺の事前家屋調査委託料及び相続による用地買収関係費を措置する。
- [収入] 企業債 増 2,830万円
- [収入] 出資金 増 79万3千円
それぞれ、支出に対する企業債の発行及び一般会計からの出資金を措置する。

<継続費補正の概要>

- 医療機器設置及び医療サービス向上等に伴う工事費 増 6億1,212万円

<債務負担行為補正の概要>

- 追加は、平成29年度から患者用給食調理業務委託を複数年にわたり契約するため、期間・限度額を設定する。変更は、新病院用医療機器等の購入にかかる債務負担行為限度額を27億8,923万2千円増額し、総額48億7,423万2千円とする。

◆議案第20号 松戸市北山会館条例の一部を改正する条例の制定について

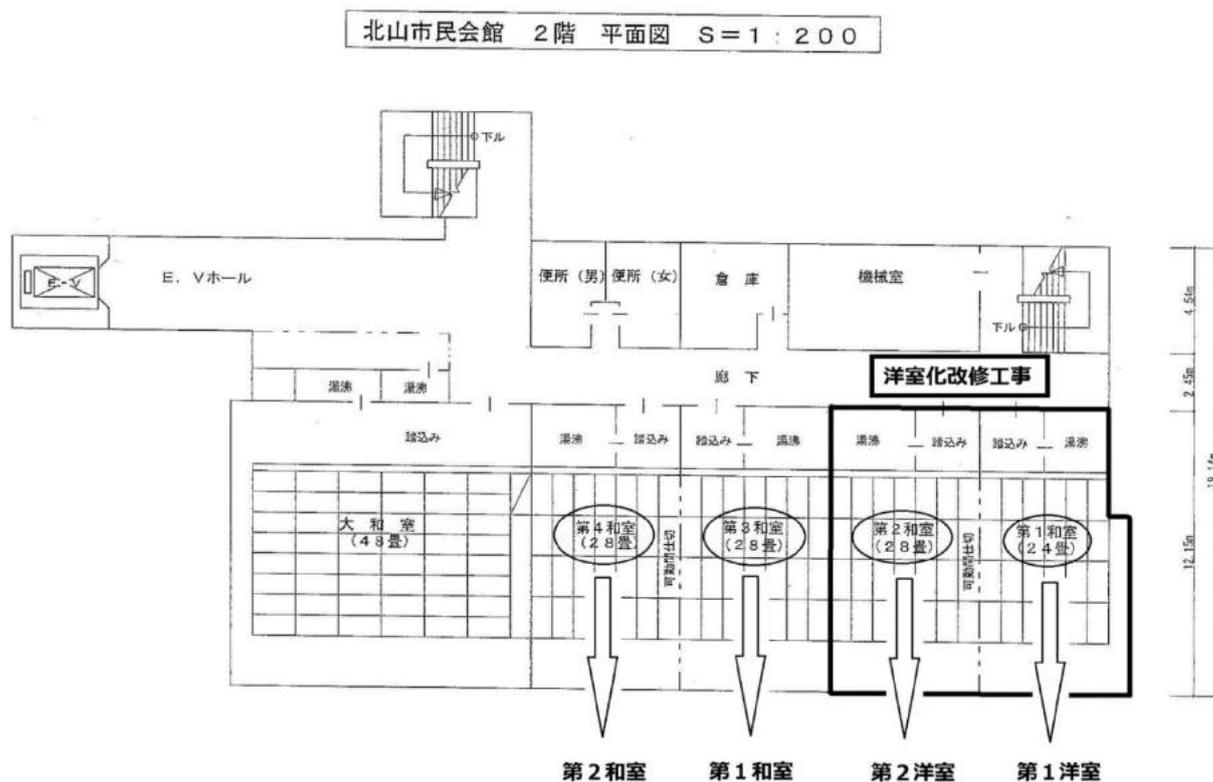
【地域福祉課】

【提案理由】

北山市民会館第1、第2和室の洋室化改修工事に伴い、部屋の名称が和室から洋室に変わるため。

【概要】

施行日（予定） 平成28年10月19日



◆議案第21号 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【人事課】

【提案理由】

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償について定めるため。

【概要】

- 1 根拠法令

(1) 農業委員会等に関する法律（第 25 条）

市町村は、推進委員に対し、報酬を支給し、及び職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。

(2) 地方自治法（第 203 条の 2 第 4 項）

報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

2 農地利用最適化推進委員の報酬

月額 47,000 円

3 施行期日

公布の日から施行する。

◆議案第 2 2 号 松戸市公共施設再編整備推進審議会条例の一部を改正する条例の制定について

【公共施設再編課】

【提案理由】

委員の定数を増やすことにより、公共施設再編整備基本計画に有識者の意見をより反映させるため。

【概 要】

松戸市公共施設再編整備推進審議会条例の一部を改正する条例

松戸市公共施設再編整備推進審議会条例（平成 2 7 年松戸市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「5 人」を「7 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

松戸市公共施設再編整備推進審議会条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
(組織) 第 3 条 審議会は、委員 <u>5 人</u> 以内をもって組織する。	(組織) 第 3 条 審議会は、委員 <u>7 人</u> 以内をもって組織する。

◆議案第23号 松戸市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

【子育て支援課】

【提案理由】

児童扶養手当法施行令の一部改正を受け、本条例の所得制限に係る規定の引用条項を整備するため。また、一部字句の整備を併せて行う。

【概要】

1 改正内容

松戸市遺児手当支給条例の一部を次のように改正する。

松戸市遺児手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(受給資格)</p> <p>第3条 手当の支給を受けることができる者は、次の各号の要件を満たす扶養者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく児童扶養手当を受給している者又は同手当を受給していない者であつて、その者の所得(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条の規定により算定された所得をいう。)が同令第2条の4第2項の表の<u>上欄の区分</u>に従い同表の<u>中欄</u>に定める額未満であるもの若しくは同条第4項の表の上欄の区分に従い同表の下欄に定める額未満であるものであること。</p>	<p>(受給資格)</p> <p>第3条 手当の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす扶養者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく児童扶養手当を受給している者又は同手当を受給していない者であつて、その者の所得(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条の規定により算定された所得をいう。)が同令第2条の4第2項の表の<u>第1欄の区分</u>に従い同表の<u>第2欄</u>に定める額未満であるもの若しくは同条第7項の表の上欄の区分に従い同表の下欄に定める額未満であるものであること。</p>

2 施行期日

公布の日から

◆議案第24号 松戸市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定について

【環境政策課】

【提案理由】

部会の組織運営に関する事項を定めるとともに、臨時委員を置くことにより審議会における専門的な調査審議を促進するため。

【概要】

1 目的

環境基本計画に関する事項や環境の保全に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法第44条の規定により設置された松戸市環境審議会に特定事項を調査審議する必要性が生じた場合に、環境審議会委員から選出した委員に加え、当該特定事項について専門的な知識を有する臨時委員を追加して、部会を設置する。

2 改正内容

(1) 臨時委員の追加

特定の事項を調査審議するため、環境審議会委員から選出した委員の他に、専門的な知識を有する者を臨時委員として追加できるようにする。

(2) 部会の議決

環境審議会から付議された事項については、部会での議決をもって環境審議会の議決にかえることができる。

3 施行日

公布の日から

◆議案第25号 松戸市農業委員会の委員及び松戸市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

【農政課】

【提案理由】

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため。

【概要】

1 趣旨（第1条関係）

農業委員会等に関する法律第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、松戸市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び松戸市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定める。

2 定数（第2条・第3条関係）

農業委員の定数は14人、推進委員の定数は8人とする。

3 施行期日（附則第1項関係）

この条例は、公布の日から施行する。

4 経過措置（附則第3項関係）

農業委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する間は、農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙の単位については、なお従前の例による。

松戸市農業委員会の委員及び松戸市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、松戸市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び松戸市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、14人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、8人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(松戸市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙の単位に関する条例の廃止)

2 松戸市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙の単位に関する条例（昭和38年松戸市条例第21号）は、廃止する。

(松戸市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙の単位に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 農業委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する間は、前項の規定による廃止前の松戸市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙の単位に関する条例に規定する農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙の単位については、なお従前の例による。

◆議案第26号 松戸市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

【新病院開設課】

【提案理由】

新病院の開設に当たり、施設名称、所在地及び病床数等を変更するため。

【概 要】

松戸市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

○ 松戸市病院事業の設置等に関する条例（昭和43年松戸市条例第18号）

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
(病院事業の設置)	(病院事業の設置)
第1条 (略)	第1条 (略)
2 病院事業の施設の名称及び位置は次のとおりとする。	2 病院事業の施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
国保松戸市立病院	松戸市上本郷4,005番地
(略)	

(経営の基本)

第3条 (略)

2 国保松戸市立病院及び松戸市立福祉医療センター東松戸病院（以下「病院」という。）は、次の事項を達成することを任務とする。

(1)～(3) (略)

3 病院の診療科目は、次のとおりとする。

国保松戸市立病院	松戸市立福祉医療センター東松戸病院
(略)	

4 病院の病床数は、次のとおりとする。

	病床数	一般病床	感染症病床
区分			
国保松戸市立病院		605	8
(略)			

名称	位置
松戸市立総合医療センター	松戸市千駄堀993番地の1
(略)	

(経営の基本)

第3条 (略)

2 松戸市立総合医療センター及び松戸市立福祉医療センター東松戸病院（以下「病院」という。）は、次の事項を達成することを任務とする。

(1)～(3) (略)

3 病院の診療科目は、次のとおりとする。

松戸市立総合医療センター	松戸市立福祉医療センター東松戸病院
(略)	

4 病院の病床数は、次のとおりとする。

	病床数	一般病床	感染症病床
区分			
松戸市立総合医療センター		592	8
(略)			

○ 松戸市病院事業使用料手数料条例（昭和36年松戸市条例第27号）

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案		
<p><u>(駐車料金)</u></p> <p>第3条の2 国保松戸市立病院の駐車場のうち管理者が指定する駐車場に自動車を駐車させる者は、前2条の規定にかかわらず、自動車を出庫させるときに駐車料金として次の表に定める額を納付しなければならない。ただし、外来診療を受ける場合及び外来患者の送迎等をする場合で管理者が必要と認めたときは、この限りでない。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>駐車料金（1台につき）</td> <td>最初の1時間まで100円 以後1時間増すまでごとに100円を加算する。</td> </tr> </tbody> </table>	駐車料金（1台につき）	最初の1時間まで100円 以後1時間増すまでごとに100円を加算する。	<p>(削除)</p>
駐車料金（1台につき）	最初の1時間まで100円 以後1時間増すまでごとに100円を加算する。		

別表（第2条関係）

(1) 病院			
種別			料金
(略)			
特別室 (病室) 使用料	国保松戸市立病院	A室 1 床1日につき	15,000円
		B室 1 床1日につき	12,000円
		C室 1 床1日につき	4,200円
		D室 1 床1日につき	1,800円
(略)			
(略)			

備考

- (略)
- 「非紹介患者の初診加算料」とは、国保松戸市立病院において受けた初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合その他厚生労働大臣が定める定額負担を求めなくてよい場合を除く。）について診療報酬点数表による初診料に加算する料金をいう。
- 「再診加算料」とは、国保松戸市立病院において受けた再診（他の病院（病床数が200未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合その他厚生労働大臣が定める定額負担を求めなくてよい場合を除く。）について診療報酬点数表により算出した額に加算する料金をいう。
- 4～7 (略)

別表（第2条関係）

(1) 病院			
種別			料金
(略)			
特別室 (病室) 使用料	松戸市立総合医療センター	A室 1 床1日につき	20,000円
		B室 1 床1日につき	8,000円
		(削除)	
		(削除)	
(略)			
(略)			

備考

- (略)
- 「非紹介患者の初診加算料」とは、松戸市立総合医療センターにおいて受けた初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合その他厚生労働大臣が定める定額負担を求めなくてよい場合を除く。）について診療報酬点数表による初診料に加算する料金をいう。
- 「再診加算料」とは、松戸市立総合医療センターにおいて受けた再診（他の病院（病床数が200未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合その他厚生労働大臣が定める定額負担を求めなくてよい場合を除く。）について診療報酬点数表により算出した額に加算する料金をいう。
- 4～7 (略)

○ 松戸市病院事業助産師及び看護師奨学金貸付条例（平成22年松戸市条例第16号）

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
(目的) 第1条 この条例は、養成所等に在学する者で、卒業後に <u>国保松戸市立病院、松戸市立福祉医療センター東松戸病</u>	(目的) 第1条 この条例は、養成所等に在学する者で、卒業後に <u>松戸市立総合医療センター、松戸市立福祉医療センター</u>

<p>院、松戸市立福祉医療センター介護老人保健施設梨香苑及び国保松戸市立病院附属看護専門学校（以下「病院等」という。）に勤務しようとする者に対し、奨学金を貸し付けることによりこれらの者の修学を容易にし、もって病院等における有能な助産師及び看護師の確保に資することを目的とする。</p>	<p>東松戸病院、松戸市立福祉医療センター介護老人保健施設梨香苑及び国保松戸市立病院附属看護専門学校（以下「病院等」という。）に勤務しようとする者に対し、奨学金を貸し付けることによりこれらの者の修学を容易にし、もって病院等における有能な助産師及び看護師の確保に資することを目的とする。</p>
--	--

○ 国保松戸市立病院附属看護専門学校生徒等修学資金貸付条例（昭和45年松戸市条例第33号）

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（目的） 第1条 この条例は、国保松戸市立病院附属看護専門学校等に在学する者で、卒業後に<u>国保松戸市立病院</u>、松戸市立福祉医療センター東松戸病院、松戸市立福祉医療センター介護老人保健施設梨香苑及び国保松戸市立病院附属看護専門学校（以下「病院等」という。）に勤務しようとする者に対し、学資を貸し付けることによりこれらの者の修学を容易にし、もって病院等における看護師及び助産師の確保に資することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、国保松戸市立病院附属看護専門学校等に在学する者で、卒業後に<u>松戸市立総合医療センター</u>、松戸市立福祉医療センター東松戸病院、松戸市立福祉医療センター介護老人保健施設梨香苑及び国保松戸市立病院附属看護専門学校（以下「病院等」という。）に勤務しようとする者に対し、学資を貸し付けることによりこれらの者の修学を容易にし、もって病院等における看護師及び助産師の確保に資することを目的とする。</p>

◆議案第27号 契約の締結について（松戸市営常盤平南部住宅1号棟耐震改修工事）

【住宅政策課】

【提案理由】

市営常盤平南部住宅の耐震改修工事を行うことにより、安全性を確保した良質な住宅を供給するため。

【概要】

- 1 工事名称 松戸市営常盤平南部住宅1号棟耐震改修工事
- 2 工事期間 市議会の議決を得た日の翌日から平成29年9月29日まで
- 3 工事概要 (1) 改修建物
 - ア 建物名称 市営住宅（常盤平南部住宅1号棟）
 - イ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
 - ウ 階数 地上9階建て
 - エ 延床面積 1,212.39平方メートル(2) 工事内容
 - ア 耐震改修工事
 - (ア) 鉄骨コンクリート合成構造材補強新設 柱64本 梁39本
 - (イ) 耐震スリット新設 188箇所
 - (ウ) 躯体爆裂補修 5箇所
 - イ 耐震改修工事に伴う設備工事
 - (ア) 電気設備工事
 - (イ) 機械設備工事
- 4 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 5 契約金額 365,040,000円
- 6 契約の相手方 松戸市日暮五丁目25番地
株式会社湯浅建設
代表取締役 湯浅 健司

建物概要

- ・名称 松戸市宮常盤平南部住宅1号棟
- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 9階建て
- ・建築年月日 昭和52年3月（東棟+1バナー棟） 昭和53年3月（西棟）
- ・延床面積 1212㎡
- ・住戸数 136戸
- ・IS値 改修前：東棟0.38 西棟0.29 改修後：東棟0.61 西棟0.62

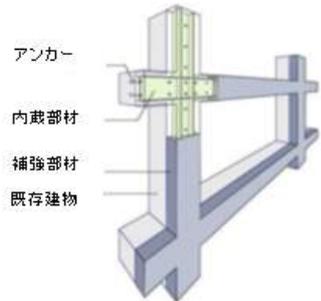


改修前姿図



改修後姿図

① 鉄骨コンクリート合成構造材補強 (柱補強64本 梁補強39本)



補強イメージ図



補強材設置状況



補強材設置完了

② スリット設置 (部分スリット116箇所 完全スリット72箇所)



スリット機材設置



スリット作業状況

③ 躯体爆裂補修

④ 耐震改修工事に伴う電気、機械設備工事

◆議案第28号 契約の締結について（松戸駅西口駅前広場バリアフリー整備工事）

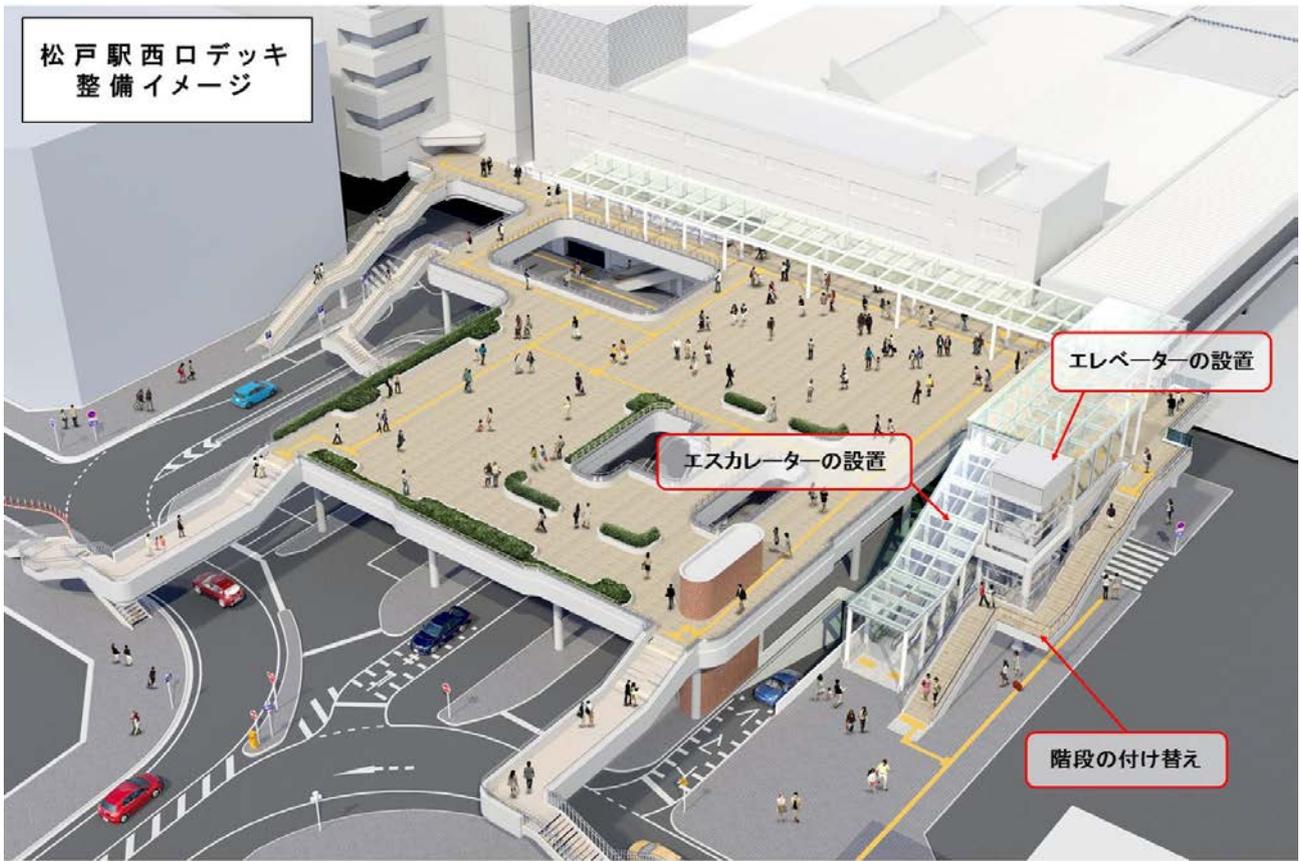
【街づくり課】

【提案理由】

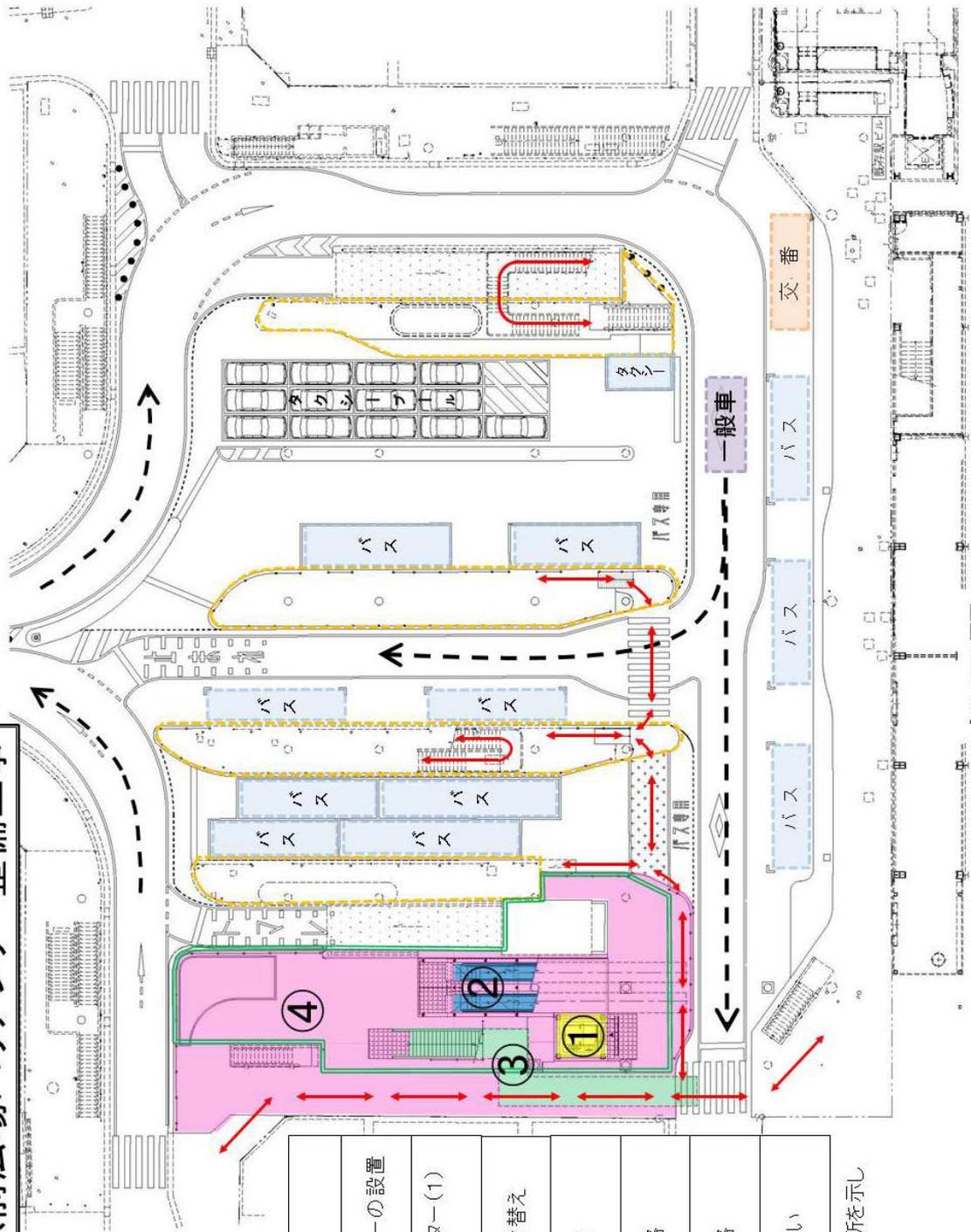
松戸駅西口駅前広場にエレベーター、エスカレーターを設置等することにより、同広場のバリアフリー化を図るため。

【概要】

- 1 工事名称 松戸駅西口駅前広場バリアフリー整備工事
- 2 工事期間 市議会の議決を得た日の翌日から平成30年6月29日まで
- 3 工事概要 (1) 工事対象施設
 - ア 施設名称 松戸駅西口駅前広場
 - イ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（地下駐車場）
鉄骨造（ペDESTリアンデッキ）
 - ウ 敷地面積 3,497.44 平方メートル(2) 工事内容
 - ア 松戸駅西口駅前広場のバリアフリー整備の一環として以下の施設を設置する。
 - (ア) 昇降機設備（24人乗り乗用エレベーター） 1基
 - (イ) 昇降機設備（上りエスカレーター） 1基
 - (ウ) 昇降機設備（下りエスカレーター） 1基
 - (エ) 屋外階段（撤去・新設）
 - イ 上記施設設置に伴う以下の工事を行う。
 - (ア) 取合部改修工事（撤去・復旧・新設・仕上）
 - (イ) 電気設備工事
 - (ウ) 機械設備工事
- 4 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 5 契約金額 683,640,000円
- 6 契約の相手方 松戸市根本124番地
輝建設株式会社
代表取締役 笠井 建志



松戸駅西口駅前広場バリアフリー整備工事



凡例	
①	エレベーターの設置
②	エスカレーター(1)の設置
③	階段の付け替え
④	歩道の整備
	歩行者通路
	一般車通路
	工事用仮囲い

※番号は、工事施工箇所を示します。

金町駅 ← 松戸駅 → 柏駅

◆議案第29号 契約の締結について（春木川上流排水整備工事（その2））

【河川清流課】

【提案理由】

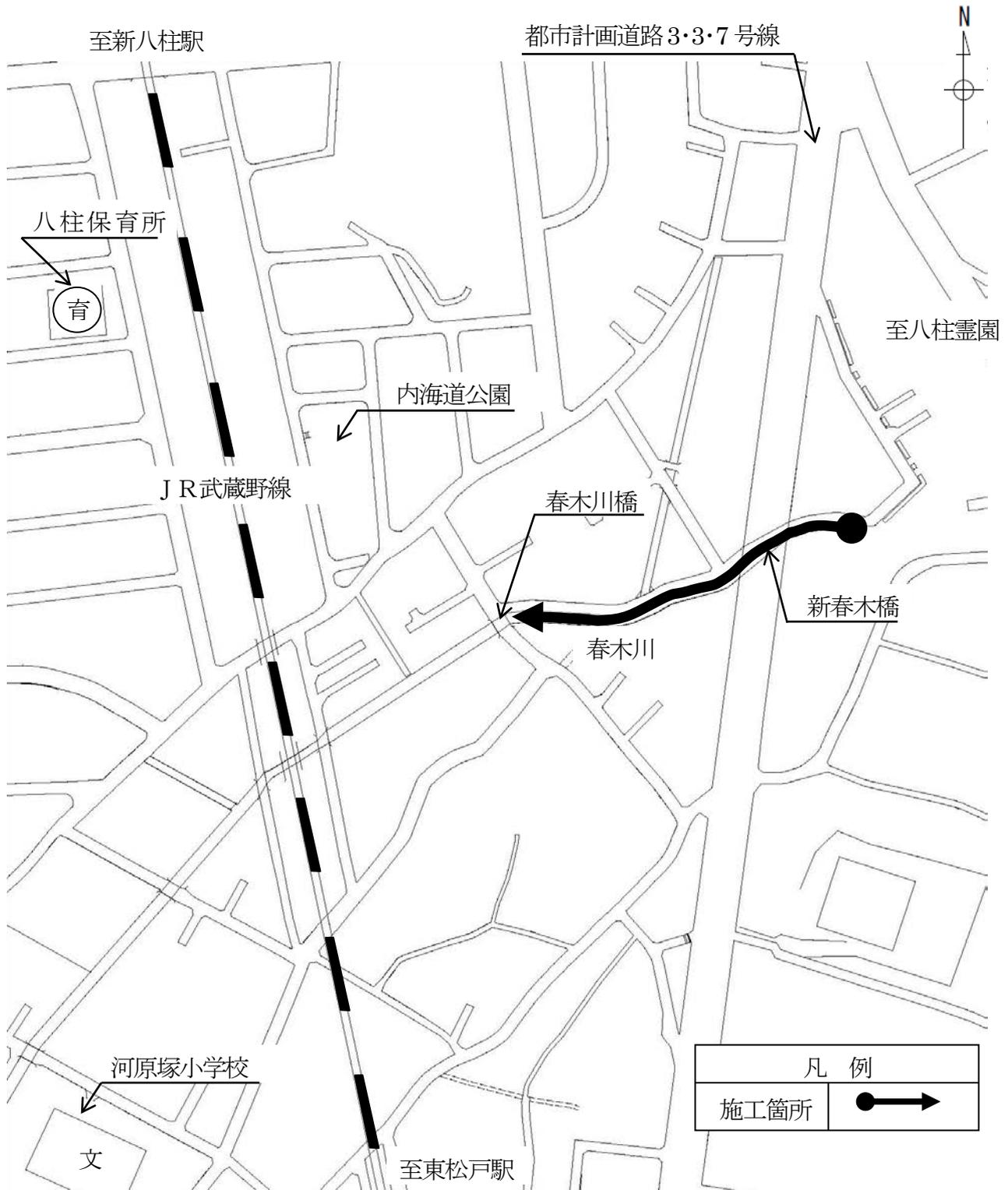
春木川の整備を実施し、日暮七丁目地先における大雨時の浸水被害の軽減を図るため。

【概要】

- 1 工事名称 春木川上流排水整備工事（その2）
- 2 工事期間 市議会の議決を得た日の翌日から平成31年3月15日まで
- 3 工事概要 河川改修工
上部幅 5,520 ミリメートル
下部幅 4,000 ミリメートル
高さ 3,800 ミリメートル
延長 190 メートル
- 4 契約の方法 地方自治法施行令第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札
- 5 契約金額 264,600,000円
- 6 契約の相手方 松戸市日暮五丁目25番地
株式会社湯浅建設
代表取締役 湯浅 健司

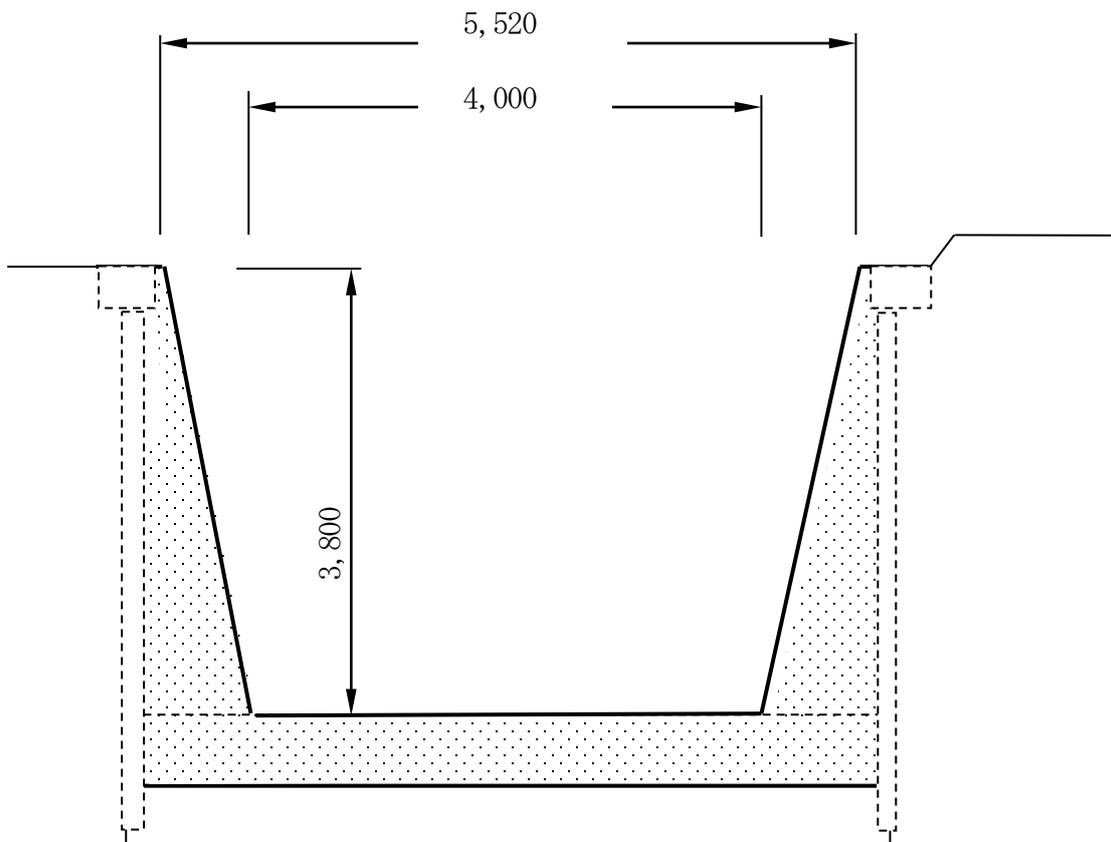
春木川上流排水整備工事（その2）

案内図



標準断面図

単位：ミリメートル



凡 例	
-----	現況断面
—————	改修断面
▨	コンクリート

◆議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

【税制課】

【提案理由】

本市固定資産評価審査委員会委員のうち、1人の任期が平成28年9月30日をもって満了するので、後任者を選任するため。

◆議案第31号 教育委員会委員の任命について

【教育企画課】

【提案理由】

本市教育委員会委員のうち、1人の任期が平成28年10月7日をもって満了するので、後任者を任命するため。